**「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波」により被災された皆様へ**

**納税証明書交付手数料及び免税軽油使用者証交付手数料の**

**免除及び還付のお知らせ**

**被災された皆様方に対しまして心よりお見舞い申し上げます。**

令和３年４月１日

岩手県総務部税務課

１　還付の対象となる手数料

　以下に該当する手数料は免除の対象ですので、既に納付された手数料の還付を受けられます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手数料の名称 | 免除対象 | 手数料 | 免除期間 |
| 納税証明書交付手数料 | 平成23年3月11日以降に被災者が災害復旧のため必要な資金借入のために交付請求した納税証明書(様式第110号ア及び第111号ア)に係る交付手数料 | 400円／件 | 被災した日（平成23年３月11日）から令和３年３月31日までの申請分 |
| 免税軽油使用者証交付手数料 | 平成23年3月11日以降に被災者が免税用途に供する軽油の引取りに係る免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換え（いずれも、同日以降の最初のものに限る）のために申請した免税軽油使用者証交付申請書に係る交付手数料 | 400円／件 |

２　還付請求の手続き

　この手数料の還付を請求される方は、次の(1)～(3)の書類を、手数料を納付された県税窓口へ提出してください。

1. **「手数料還付請求書」（別紙様式）**
2. **「り災証明書」（写し可）**※無い方はご相談ください。
3. **還付金の振込先として、本人名義の口座（金融機関名、本支店名、口座種別、口座番号、口座名義）が分かるもの。（通帳の写し等）**

３　問い合わせ先

　　各広域振興局の県税窓口又は岩手県総務部税務課（電話019-629-5144）

**岩手県・広域振興局**